

2023年12月10日シンポジウム「芸能従事者の働き方と法」

**文化芸術・芸能従事者が  
アーツを仕事にして  
生きていける社会にするために**

(担当部分レジュメ・山田康彦)

# 1. 文化政策の発想の転換が必要になっている

従来：文化芸術関係施設や事業の支援が基本。  
それによって芸術・芸能従事者の支援は進む  
文化政策研究でも人的支援の研究は少ない



現在：文化芸術関係施設や事業の支援だけでなく、  
芸術・芸能従事者の直接的支援・保護が必須

# 日本の文化芸術施策の展開の概略

1980年代：文化施設の整備・増加（文化ホール  
・美術館など）

1990年代：文化施設の文化事業の振興  
文化芸術への市民参加の進展

2000年代：文化芸術による都市・まちづくりの  
展開



文化芸術を維持・推進のために人的支援が不可欠

## 2. ユネスコ「芸術家の地位に関する勧告」

1980年10月27日 第21回ユネスコ総会採択

総会は、加盟国が、この勧告に定める原則及び基準を自国の領域内において、実施するため、各国の法制上の慣行及び当該問題の性質に従い、必要とされる立法措置その他の措置をとることにより、以下の諸規定を適用することを勧告する。

### Ⅲ 指導原則

1 加盟国は、... (芸術の役割を認識し)... すべての人々が芸術に接することができることを確保すべきである。

3 加盟国は、芸術の生活における重要な役割また個人及び社会の発展に対する重要な役割を認識し、それゆえに**芸術家とその創造の自由を保護し、擁護し、支援する責務を有する。**

5 あらゆる適切なレベルの国家計画一般、また、特に文化の分野の計画において、加盟国は、..... **芸術家を支援し、芸術家に物質的、精神的援助を与えるための政策を明確にし、かつ、世論に対し、そのような政策の正当性と必要性を周知せしめるようにすべきである。**

### 3. ヨーロッパ諸国の芸術・芸能従事者への支援 (社会保障等)

北欧：国民一般の基礎年金が充実

他ヨーロッパ諸国：職業別の社会保険組合を組織

ドイツ＝1983年「芸術家社会保険法」制定

カナダ＝1988年「芸術家の地位に関する法律」制定

フランス＝一般制度への皆保険において軽減措置

(1960年代の立法を根拠)

実演家等の失業保険・収入保障「舞台芸術の  
アンテルミタン制度」

オーストリア＝2001年「芸術家社会保険法」

### 3. 芸術・芸能の仕事で生きていける社会をつくる

#### 1. 芸術・芸能活動の展開及び成果公表の機会の 拡大と創出

仕事の創出・拡大 収入の確保へ

#### ② 芸術・芸能従事者の生活と労働への支援と諸権利の保障

社会保険・労働上の権利保障・人権保護  
文化芸術上の諸権利の保護

#### ③ 芸術・芸能従事者のキャリア形成支援

キャリア形成支援金支給・キャリア支援教育